

2013 年 1 月 4 日

みずほコーポレート銀行（中国）有限公司

中国アドバイザー一部

—産業政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 246 号 ）

上海市浦東新区人民政府、 商業ファクタリング企業の設立規定を公布 金融分野の規制緩和進む

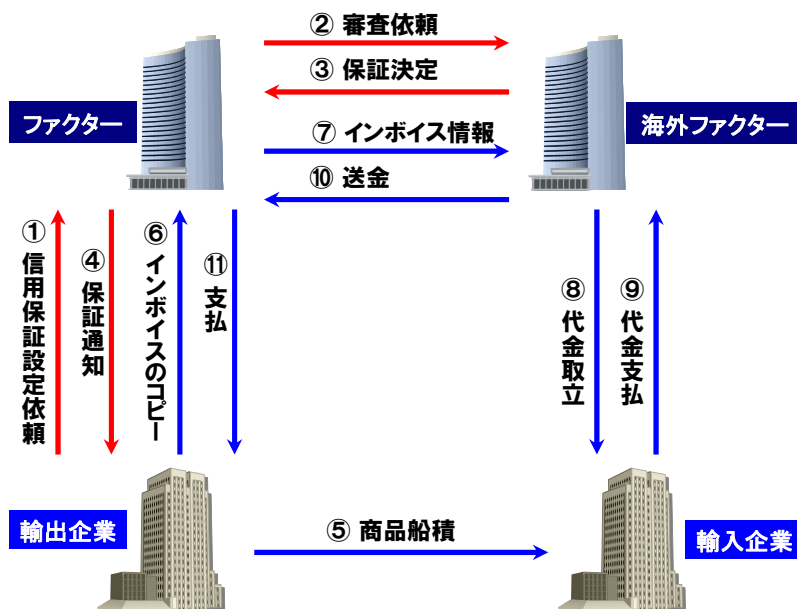
平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

上海市浦東新区人民政府は、2012 年 12 月 11 日付で『上海市浦東新区での商業ファクタリング企業設立の試行弁法』の印刷・配布についての通達』（浦府綜改[2012]2 号、以下『試行弁法』という）を公布しました。上海市浦東新区における商業ファクタリング企業（以下、「ファクター」という）の設立手続やその業務内容、監督管理方法等を定めたもので、公布日から 2013 年 12 月 31 日までの期限付で実施されています。

【図表1】ファクタリングのスキーム例（輸出業務の場合）

□ 天津濱海と上海浦東で規制緩和

「ファクタリング」とは、企業が持つ売掛債権（売掛金、受取手形等）の回収リスクをファクターが肩代わりする金融サービスです。ファクターが保証限度額内の売掛債権回収を保証する保証ファクタリング、ファクターが償還請求権なしで売掛債権を買取ることで企業の債権オフバランス化を実現する買取ファクタリング、信用状（L/C）を発行しない貿易取引で代金回収を保証する国際ファクタリングといったサービスがあり、販売・輸出企業は保証料や割引料を支払う代わりに債権回収リスクをファ



※この図は一例であり、実際にファクターが提供するサービスのスキームとは異なる可能性があります。

（関連資料に基づき、中国アドバイザー一部作成）

クターに転嫁し、回収コストの削減や資金調達の効率化を図ることができます（図表 1 参照）。

商務部、財政部、中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会、中国保険監督管理委員会の政府 5 部門は 2009 年 3 月、連名で『信用販売の健全な発展の推進についての意見』（商秩発[2009]88 号）を公布し、信用取引の拡大が内需の拡大や経済効率の向上、中小企業の資金繰り改善にとって重要な意義を持つことを強調。「信用販売関連サービス業の発展の促進および規範化」を発展方針の 1 つに据え、その中で「商業ファクタリング業務の試行を展開し、売掛代金の流通を促進する」ことを明記しました（第 5 条）。

この方針を受けて、商務部は 2012 年 6 月 27 日付で『商業ファクタリングの試行関連業務についての通達』（商資函[2012]419 号、以下『通達』という）を公布し、天津市濱海新区と上海市浦東新区を試行地区として、ファクターの設立を開放しました。『試行弁法』はこれに基づく実施方案として制定されたもので、これにより企業設立と業務取扱が実質的に動き出すことになります。

□ 資本金 5,000 万元以上、兼業禁止

『試行弁法』では、設立可能なファクターの形態について、以下のように規定しています（第 2 条）。

- ① 国内企業と外国企業・経済組織が、独資・合併・合作の形式で浦東新区に設立する外資商業ファクタリング企業（**外資ファクター**）
- ② 国内企業が浦東新区に設立する内資商業ファクタリング企業（**内資ファクター**）

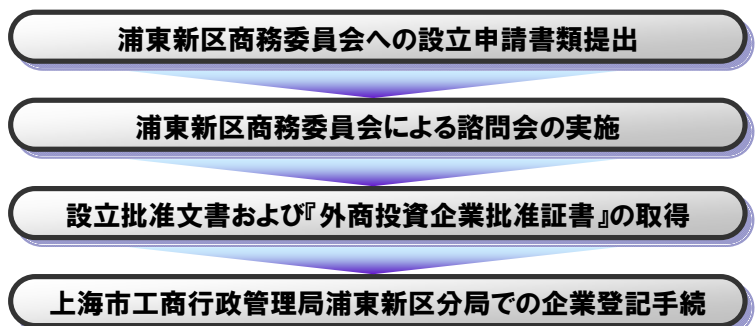
『試行弁法』はファクターの設立条件として、完善的な内部統制制度を有していること、金融分野で 3 年以上の管理経験を有する不良信用記録のない高級管理人員 2 名以上を擁していること、有限責任会社の形態であること、登録資本金は 5,000 万元以上であること等を規定しています（第 3 条）。また、ファクターはファクタリング関連以外の業務を兼業してはならず（同上）、預金の受入や貸付の実

施等のファクタリング業務とは関係のない金融サービスを手がけることも禁止されています（第 5 条）。

外資ファクターは、国際ファクタリング組織に加入している国内銀行を資金信託管理人（信託管理銀行）に選び、資金と口座の管理を委託しなければなりません（第 11 条）。また、ファクターのリスク資産は、純資産総額の 10 倍以内に制限されます（第 10 条）。このほか、ファクターの監督管理を主管する浦東新区商務委員会に対し、定期的に報告書を提出する義務があります（第 13 条）。

ファクター設立の前提条件や業務上の制約条件等については、図表 3 に一覧でまとめました。

【図表 2】外資ファクターの設立フロー



（『試行弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【図表3】外資ファクターの設立条件と業務上の制約条件

設立の前提条件	✓ 少なくとも1名の投資家もしくはその関連実体が、商業ファクタリング業務もしくは関連業界を経営した経歴を有していること（関連実体とは、当該投資家が支配するある実体、または当該投資家を支配するある実体、または当該投資家と共にある実体に支配されている別の実体を指し、支配とは支配側が被支配側の50%を超える表決権を擁することを指す） ✓ 投資家は、ファクタリング業務の展開に相応する資産規模および資金力を備え、健全な企業統治構造および完善的リスクコントロール制度を有し、直近に規定違反処罰記録がないこと（借入金や委託資金で出資してはならない） ✓ 金融分野で3年以上の管理経験を有し、かつ不良信用記録のない高級管理人員2名以上を擁していること（高級管理人員とは、副総経理およびそれ以上の職務または相当する職務を担当した管理人員を指す） ✓ 有限責任会社の形式で設立すること ✓ 登録資本金は5,000万人民元を下回らず、会社の株主全体の初回出資額は20%を下回ってはならず、その残りの部分は会社設立日より2年以内に払い込むこと ✓ 経営期限は通常30年を超えないこと ✓ 完善的内部統制制度を有すること（リスク評価・業務プロセスオペレーション・モニタリング等の制度を含むが、これに限らない） ✓ 企業名称に「商業保理」（保理＝ファクタリング）を加えること
従事可能な業務	✓ 輸出ファクタリング ✓ 国内ファクタリング ✓ 商業ファクタリングと関連するコンサルティングサービス ✓ 信用リスク管理プラットフォームの開発 ✓ 審査・批准部門の許可を経たその他の関連業務
従事不可の業務	✓ 預金の受入 ✓ 貸付の実行または貸付実行の受託 ✓ 商業ファクタリングと関係のない返済催促業務・債務取立業務の専門従事または受託展開 ✓ 投資の受託 ✓ 国家が従事してはならないと規定するその他の活動
企業設立申請時、浦東新区商務委員会に別途提出すべき資料	✓ リスク評価・モニタリング等のリスクコントロール制度規定 ✓ 商業ファクタリング業務または関連業界を経営した経歴の証明資料 ✓ 高級管理人員の履歴証明、リスクコントロール管理人員の履歴証明 ✓ 会計士事務所の会計審査を経た各投資家の最近1年の会計審査報告 ✓ 審査・批准部門が提出を要求するその他の関連資料
業務上の制約条件等	✓ 兼業経営を行ってはならない（原則としてファクタリング専門の独立企業を設立すること） ✓ リスク資産は通常、純資産総額の10倍を超えてはならない（リスク資産は企業の総資産から現金、銀行預金、国債を除いた剰余資産総額に基づき確定する） ✓ 外資ファクターは、国際ファクタリング組織に加入している国内銀行を資金信託管理人（信託管理銀行）とし、信託管理銀行が資金口座および口座内資金の使用について管理を実施する ✓ 売掛債権の譲渡は、中国人民銀行信用調査センターの売掛債権質権登記公示システムで登記を行って、公示する ✓ 浦東新区商務委員会に月次業務状況統計表を報告し、半年ごとに信託管理銀行が確認した信託資金運用状況等の情報を報告し、毎年企業合同年次検査参加時に前年度の会計審査報告を提出 ✓ ファクタリング業界団体の設立や国際ファクタリング組織への加入が奨励される

（『通達』『試行弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

*

浦東新区政府等によると、『試行弁法』の実施後、12月18日までに計8社（外資4社、内資4社）のファクターが設立され、その登録資本金は合計で6億4400万元に上っています。また、浦東新区政府は2013年度中に30社、3年以内に100社のファクターを誘致したいとの考えを明らかにしています。

『試行弁法』および『通達』の詳細につきましては、4ページからの日本語仮訳および11ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

(日本語仮訳)

上海市浦東新区人民政府
浦府綜改[2012]2号
『「上海市浦東新区での商業ファクタリング企業設立の試行弁法」
の印刷・配布についての通達』

市金融弁公室・市財政局・市地方税務局・中国人民銀行上海総部・外貨管理局上海市分局・上海銀行業管理監督委員会、浦東新区区政府各委員会・弁公室・局、各開発区管理委員会、各直属会社、各街道弁事室・鎮政府、川沙新鎮・祝橋鎮・南匯新城鎮：

ここに『上海市浦東新区による商業ファクタリング企業設立の試行弁法』を印刷・配布する。遵守執行されたい。

『上海市浦東新区での商業ファクタリング企業設立の試行弁法』

第1条 商業ファクタリング業の健全な発展を奨励、促進し、商業ファクタリング企業の経営行為を規範化するため、『中華人民共和国会社法』、『中華人民共和国中外合併経営企業法』、『中華人民共和国中外合作経営企業法』、『中華人民共和国外資企業法』、『上海市人民代表大会常務委員会による浦東新区総合セット改革試行業務の促進および保障についての決定』および関連法律・法規の規定に基づき、『商務部による商業ファクタリング試行関連業務についての通達』(商資函[2012]419号)、『商務部による商業ファクタリング試行実施方案についての回答書』の要求に基づき、本試行弁法を制定する。

第2条 中国国内企業ならびに外国会社、企業およびその他の経済組織（以下、「外国投資家」という）が、独資、合併、合作の形式で浦東新区に外資商業ファクタリング企業を設立し、または中国国内企業が浦東新区に内資商業ファクタリング企業を設立し、商業ファクタリング業務を展開する場合、本試行弁法を適用する。

本弁法がいう商業ファクタリング業務とは、供給者が、それが購入側と取り決めた貨物販売およびサービス契約により発生した売掛代金を商業ファクタリング企業に譲渡し、商業ファクタリング企業がそのために貿易融資、売掛代金管理サービスを提供することを指す。

第3条 商業ファクタリング企業は、以下の条件に合致していなければならない。

(1) 商業ファクタリング企業は、少なくとも1名の投資家もしくはその関連実体が、商業ファクタリング業務もしくは関連業界を経営した経歴を有していなければならない。

本試行弁法がいう関連実体とは、当該投資家が支配するある実体、または当該投資家を支配するある実体、または当該投資家と共にある実体に支配されている別の実体を指す。支配とは、支配側が被支配側の 50%を超える表決権を擁することを指す。

- (2) 商業ファクタリング企業の投資家は、ファクタリング業務の展開に相応する資産規模および資金力を備え、健全な企業統治構造および完善なリスクコントロール制度を有していなければならない、直近に規定違反処罰記録があってはならない。
- (3) 商業ファクタリング企業は設立申請時に、3 年以上の金融分野での管理経験を有し、かつ不良信用記録のない高級管理人員を 2 名以上擁していなければならない。

本試行弁法がいう高級管理人員とは、副総経理およびそれ以上の職務または相当する職務を担当した管理人員を指す。

- (4) 商業ファクタリング企業は、有限責任会社の形式で設立しなければならない。登録資本は 5,000 万人民元を下回らず、会社の株主全体の初回出資額は 20%を下回ってはならず、その残りの部分は株主により会社設立日から 2 年以内に払い込まなければならない。

外国投資家は、自由兌換できる貨幣、合法的に取得した国外人民元およびそれが中国国内で取得した人民元利潤または持分譲渡、清算等の活動により取得した人民元合法収益で出資でき、中国投資家は人民元で出資する。

- (5) 商業ファクタリング企業は、兼業経営を行ってはならない。経営期限は、通常 30 年を超えない。
- (6) 完善な内部統制制度を有していること。リスク評価、業務プロセスオペレーション、モニタリング等の制度を含むが、これに限らない。

第4条 商業ファクタリング企業は、以下のような業務に従事できる。

- (1) 輸出ファクタリング
- (2) 国内ファクタリング
- (3) 商業ファクタリングと関連するコンサルティングサービス
- (4) 信用リスク管理プラットフォームの開発
- (5) 審査・批准部門の許可を経たその他の関連業務

第5条 商業ファクタリング企業は、下記の活動に従事してはならない。

- (1) 預金の受入
- (2) 貸付の実施または貸付実施の受託
- (3) 商業ファクタリングと関係のない返済催促業務、債務取立業務の専門従事または受託展開
- (4) 投資の受託
- (5) 国家が従事してはならないと規定するその他の活動

第6条 外資商業ファクタリング企業が従事する業務活動は、国家の外貨管理に対する関連規定に合致していなければならない。

第7条 商業ファクタリング企業は、名称に“商業保理”の字句を追加しなければならない。

第8条 商業ファクタリング企業の設立は、以下のプロセスに基づき手続を行わなければならない。

- (1) 外資商業ファクタリング企業は、浦東新区商務委員会に申請を提出する。浦東新区商務委員会は、商業ファクタリング企業申請人のすべての報告資料を受け取った後、関連部門を召集して諮問会を開催する。
- (2) 商業ファクタリング企業の設立条件に合致する外資商業ファクタリング企業で、諮問会の審議を通過した場合、浦東新区商務委員会が設立批准文書を発行し、『外商投資企業批准証書』を発給する。
- (3) 設立批准文書および『外商投資企業批准証書』を取得した外資商業ファクタリング企業は、上海市工商行政管理局浦東新区分局で登録登記関連手続を申請し、手続を行う。
- (4) 内資商業ファクタリング企業が企業名称事前認可手続を申請し、手続を行うとき、上海市工商行政管理局浦東新区分局は、申請人に備えておくべき設立条件を通知しなければならない。上海市工商行政管理局浦東新区分局は、申請人の設立登記申請を受け取った後、3 営業日以内に浦東新区商務委員会に諮問書簡を発送する。浦東新区商務委員会は、10 営業日以内に書面意見を回答しなければならない。

第9条 商業ファクタリング企業の設立は、法定資料を提出するほか、浦東新区商務委員会（外資商業ファクタリング企業）および上海市工商行政管理局浦東新区分局（内資商業ファクタリン

グ企業）に以下の資料を提出しなければならない。

- (1) リスク評価、モニタリング等のリスクコントロール制度規定
- (2) 商業ファクタリング業務または関連業界を経営した経歴の証明資料
- (3) 高級管理人員の履歴証明、リスクコントロール部門管理人員の履歴証明
- (4) 会計士事務所の会計審査を経た各投資家の最近1年の会計審査報告
- (5) 審査・批准部門が提出を要求するその他の関連資料

第10条 リスクを防止し、経営の安全を保障するため、商業ファクタリング企業のリスク資産は通常、純資産総額の10倍を超えてはならない。リスク資産は、企業の総資産から現金、銀行預金、国債を除いた後の剰余資産総額に基づき確定する。

第11条 外資商業ファクタリング企業は、国内のすでに国際ファクタリング企業組織に加入している銀行に委託して資金信託管理人としなければならない。

内資商業ファクタリング企業は、すでに国際ファクタリング企業組織に加入している口座開設銀行に委託して資金信託管理人としなければならない。

商業ファクタリング企業の信託管理銀行は、関連信託管理制度を浦東新区商務委員会に報告しなければならない。商業ファクタリング企業の資金口座および口座内資金の使用は、信託管理銀行により規定に基づき管理を実施しなければならない。

第12条 商業ファクタリング企業は、中国人民銀行信用調査センターの売掛代金質権登記公示システムで、売掛代金譲渡登記手続を行い、売掛代金権利帰属状態を公示しなければならない。

第13条 市商務委員会の指導の下、浦東新区商務委員会は商業ファクタリング企業の管理および監督に責任を負う。商業ファクタリング企業は、浦東新区商務委員会に月次業務状況統計表を報告し、半年ごとに信託管理銀行が確認した信託管理資金運用状況等の情報を報告し、毎年の企業合同年次検査参加時に前年度の会計審査報告を提出しなければならない。

信託管理銀行は、信託管理資金運用を監督し、国家の法律・法規または信託管理協議違反を発見した場合、執行せず、すぐに浦東新区商務委員会に報告しなければならない。監督管理の需要に基づき、浦東新区商務委員会は、商業ファクタリング企業に専門資料の提供、またはその董事・監事・高級管理人員に面会して監督管理の話し合いを行う権利を有し、関連する状況、問題について説明を行い、是正を行うようそれに要求できる。

- 第14条** 商業ファクタリング企業による業界団体の設立を奨励し、企業による国際ファクタリング企業組織への加入へと導き、業界の自律性を強化する。
- 第15条** 商業ファクタリング企業に中国の法律、法規および規定に違反する行為があった場合、関連規定に基づき処理する。
- 第16条** 香港、マカオ、台湾地区の会社、企業およびその他の経済組織が浦東新区で商業ファクタリングを設立する場合、本試行弁法を参照して執行する。
- 第17条** 商業ファクタリング企業によるファクタリング業務の積極的な展開を支持する。本弁法の規定に合致して設立された商業ファクタリング企業に対し、政策的な扶助を与え、具体的な方法は別途制定する。
- 第18条** 本試行弁法の実施過程において、国家および上海市が新規定を公布した場合、新規定に基づき執行する。
- 第19条** 本試行弁法は、公布日から 2013 年 12 月 31 日まで実施する。

(日本語仮訳)

商務部

商資函[2012]419号

『商業ファクタリングの試行関連業務についての通達』

天津市、上海市商務委員会：

『商務部、財政部、中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会、中国保険監督管理委員会による信用販売の健全な発展の推進についての意見』（商秩発[2009]88号）、『商務部によるビジネス領域の信用建設のさらなる推進についての意見』（商秩発[2009]234号）等の文書の精神に基づき、外資利用最適化の新方式を積極的に探索し、信用販売を促進し、信用サービス業を発展させるため、天津濱海新区、上海浦東新区での商業ファクタリングの試行展開に同意し、商業ファクタリングの発展経路を探索し、商業ファクタリングに輸出拡大、流通促進等の方面における積極的な作用をさらに良く発揮させ、中小商業・貿易企業の発展を支持するため、ここに商業ファクタリング試行業務展開の関連事項について以下のように通達する。

一、 試行内容

商業ファクタリング会社を設立し、企業のために貿易融資、販売帳簿別管理、顧客信用状態調査および評価、売掛代金管理および返済催促、信用リスク担保等のサービスを提供する。

二、 試行業務要求

- (1) 業務メカニズムの構築。試行地区の商務主管部門が商業ファクタリング業界の主管部門となる。主管部門はそれぞれ天津市、上海市人民政府の関連部門および濱海新区、浦東新区人民政府との意思疎通、協調を強化し、業務メカニズムを構築する。
- (2) 参入許可管理の強化。商業ファクタリング会社の投資家は、ファクタリング業務の展開に相応する資産規模および資金力を備えていなければならない、借入資金および他人からの委託資金で投資してはならず、健全な会社統治構造および完善なリスクコントロール制度を有し、直近に規定違反処罰記録がないこと。

設立を申請する商業ファクタリング会社は、その業務規模に相応する登録資本を有し、ファクタリング業務の運営管理経験を有し、かつ不良信用記録のない高級管理人員を擁していなければならない。ファクタリング業務展開に相応する管理制度を構築し、関連業務プロセスおよびオペレーション規範を健全化し、定期的に業務展開状況を主管部門に報告しなければならない。

- (3) 経営行為の規範化。ファクタリング業務の展開は原則上、独立した企業を設立し、兼業経営を行ってはならず、預金受入、貸付実施等の金融活動に従事してはならず、返済催促業務への専門的な従事または受託展開を禁止し、債務取立業務への従事を禁止する。各種商業ファクタリング会社は、『国務院による小型・微小型企業の健全な発展のさらなる支持についての意見』（国発[2012]14号）の精神に基づき、中小企業にサービスを提供し、国際および国内ファクタリング業務を積極的に展開することを奨励する。
- (4) 監督管理制度の健全化。試行地区の商務主管部門は、業務メカニズムを健全化し、商業ファクタリング管理弁法および指導文書を先頭に立って制定し、日常監督管理メカニズムを構築し、商業ファクタリング企業による業界自律性の積極的な展開を指導し、定期的に試行状況を商務部に報告しなければならない。

三、 試行業務手配

試行地区の商務主管部門は、上記の要求に基づき試行実施案を制定し、15 営業日以内に書面で商務部に報告し、商務部による組織的な評価・審査の後、正式に試行すること。試行業務中に遭遇した関連問題について、遅滞なく商務部（外資司、市場秩序司）と連絡をとること。

商務部

2012 年 6 月 27 日

(中国語原文)

上海市浦东新区人民政府

浦府综改〔2012〕2号

关于印发上海市浦东新区设立商业保理企业试行办法的通知

市金融办、市财政局、市地税局、人民银行上海总部、外汇管理局上海市分局、上海银监局，浦东新区区政府各委、办、局，各开发区管委会，各直属公司，各街道办事处、镇政府，川沙新镇、祝桥镇、南汇新城镇：

现将《上海市浦东新区设立商业保理企业试行办法》印发给你们，请认真按照执行。

上海市浦东新区设立商业保理企业试行办法

第一条 为鼓励和促进商业保理业的健康发展，规范商业保理企业的经营行为，根据《中华人民共和国公司法》、《中华人民共和国中外合资经营企业法》、《中华人民共和国中外合作经营企业法》、《中华人民共和国外资企业法》、《上海市人大常委会关于促进和保障浦东新区综合配套改革试点工作的决定》及相关法律法规的规定，并根据《商务部关于商业保理试点有关工作的通知》（商资函〔2012〕419号）、《商务部关于商业保理试点实施方案的复函》的要求，制定本试行办法。

第二条 中国境内企业及外国公司、企业和其他经济组织（以下简称“外国投资者”）以独资、合资、合作的形式在浦东新区投资设立外资商业保理企业，中国境内企业在浦东新区投资设立内资商业保理企业，开展商业保理业务，适用本试行办法。

本办法所称的商业保理业务是指供应商将其与买方订立的货物销售或服务合同所产生的应收账款转让给商业保理企业，由商业保理企业为其提供贸易融资、应收账款管理服务。

第三条 商业保理企业应当符合下列条件：

（一）商业保理企业应至少拥有一个投资者或其关联实体具有经营商业保理业务或相关行业的经历。

本试行办法所称的关联实体是指该投资者控制的某一实体、或控制该投资者的某一实体、或与该投资者共同受控于某一实体的另一实体。控制是指控制方拥有被控制方超过50%的表决权。

(二) 商业保理企业的投资者应具备开展保理业务相应的资产规模和资金实力，有健全的公司治理结构和完善的风险内控制度，近期没有违规处罚记录。

(三) 商业保理企业在申请设立时，应当拥有两名以上具有三年以上金融领域管理经验且无不良信用记录的高级管理人员。

本试行办法所称高级管理人员，系指担任副总经理及以上职务或相当职务的管理人员。

(四) 商业保理企业应当以有限责任公司形式设立。注册资本不低于 5000 万元人民币，公司全体股东的首次出资不得低于 20%，其余部分由股东自公司成立之日起两年内缴足。

外国投资者以可自由兑换的货币、合法获得的境外人民币及其在中国境内获得的人民币利润或因转股、清算等活动获得的人民币合法收益出资，中国投资者以人民币出资。

(五) 商业保理企业不得混业经营。经营期限一般不超过 30 年。

(六) 有完善的内部控制制度，包括但不限于风险评估、业务流程操作、监控等制度。

第四条 商业保理企业可以从事如下业务：

- (一) 出口保理；
- (二) 国内保理；
- (三) 与商业保理相关的咨询服务；
- (四) 信用风险管理平台开发；
- (五) 经审批部门许可的其他相关业务。

第五条 商业保理企业不得从事下列活动：

- (一) 吸收存款；
- (二) 发放贷款或受托发放贷款；
- (三) 专门从事或受托开展与商业保理无关的催收业务、讨债业务；
- (四) 受托投资；
- (五) 国家规定不得从事的其他活动。

第六条 外资商业保理企业从事的业务活动应当符合国家对外汇管理的有关规定。

第七条 商业保理企业应当在名称中加注“商业保理”字样。

第八条 设立商业保理企业按以下程序办理：

- (一) 外资商业保理企业向浦东新区商务委员会提出申请。浦东新区商务委员会在收到商业保理企业申请人全部上报材料后，召集相关部门召开征询会；
- (二) 符合商业保理企业设立条件的外资商业保理企业，通过征询会审议的，由浦东新区商务委员会出具批准设立文件并颁发《外商投资企业批准证书》；
- (三) 获得批准设立文件和《外商投资企业批准证书》的外资商业保理企业向上海市工商行政管理局浦东新区分局申请办理注册登记相关手续；
- (四) 内资商业保理企业申请办理名称预先核准手续时，上海市工商行政管理局浦东新区分局应告知申请人须具备的设立条件。上海市工商行政管理局浦东新区分局在收到申请人设立登记申请后，于3个工作日内向浦东新区商务委员会发出征询函。浦东新区商务委员会应当在10个工作日内反馈书面意见。

第九条 设立商业保理企业除提交法定材料之外，还应向浦东新区商务委员会（外资商业保理企业）和上海市工商行政管理局浦东新区分局（内资商业保理企业）提交以下材料：

- (一) 风险评估、监控等风险控制制度规定；
- (二) 经营商业保理业务或相关行业经历的证明材料；
- (三) 高级管理人员资历证明、风险控制部门管理人员资历证明；
- (四) 投资各方经会计师事务所审计的最近一年的审计报告；
- (五) 审批部门要求提交的其他相关文件。

第十条 为防范风险，保障经营安全，商业保理企业的风险资产一般不得超过净资产总额的10倍。风险资产按企业的总资产减去现金、银行存款、国债后的剩余资产总额确定。

第十一条 外资商业保理企业应当委托境内已加入国际性保理企业组织的银行作为资金托管人。

内资商业保理企业应当委托已加入国际性保理企业组织的开户银行作为资金托管人。

商业保理企业的托管银行应将相关托管制度报送浦东新区商务委员会。商业保理企业资金账户和账户内资金的使用应由托管银行按规定实施管理。

第十二条 商业保理企业应在人民银行征信中心的应收账款质押登记公示系统办理应收账款转让登记，将应收账款权属状态予以公示。

第十三条 在市商务委的指导下，浦东新区商务委负责商业保理企业的管理和监督。商业保理企业应向浦东新区商务委员会报送月度业务情况统计表，每半年报送由托管银行确认的托管资金运作情况等信息，并在每年参加企业联合年检时提交上一年度审计报告。

托管银行应监督托管资金运作，发现违反国家法律法规或托管协议的，不予执行并立即向浦东新区商务委员会报告。根据监管需要，浦东新区商务委员会有权要求商业保理企业提供专项资料，或约见其董事、监事、高级管理人员进行监管谈话，要求其就有关情况、问题进行说明并作整改。

第十四条 鼓励商业保理企业成立行业协会，引导企业加入国际性保理企业组织，加强行业自律。

第十五条 商业保理企业如有违反中国法律、法规和规章的行为，按照有关规定处理。

第十六条 香港、澳门、台湾地区的公司、企业和其他经济组织在浦东新区设立商业保理企业的，参照本试行办法执行。

第十七条 支持商业保理企业积极开展保理业务。对符合本办法规定设立的商业保理企业给予政策扶持，具体办法另行制定。

第十八条 本试行办法实施过程中如遇国家和上海市颁布新规定，则按新规定执行。

第十九条 本试行办法自发布之日起实施至 2013 年 12 月 31 日止。

(中国語原文)

商务部

商资函[2012]419 号

关于商业保理试点有关工作的通知

天津市、上海市商务委：

根据《商务部财政部人民银行银监会保监会关于推动信用销售健康发展的意见》(商秩发[2009]88 号)、《商务部关于进一步推进商务领域信用建设的意见》(商秩发[2009]234 号)等文件精神，为积极探索优化利用外资的新方式，促进信用销售，发展信用服务业，同意在天津滨海新区、上海浦东新区开展商业保理试点，探索商业保理发展途径，更好地发挥商业保理在扩大出口、促进流通等方面的积极作用，支持中小商贸企业发展，现就开展商业保理试点工作有关事项通知如下：

一、试点内容

设立商业保理公司，为企业提供贸易融资、销售分户账管理、客户资信调查与评估、应收账款管理与催收、信用风险担保等服务。

二、试点工作要求

(一) 建立工作机制。试点地区商务主管部门为商业保理行业主管部门。主管部门应分别会同天津市、上海市人民政府相关部门和滨海新区、浦东新区人民政府加强沟通协调，建立工作机制。

(二) 加强准入管理。商业保理公司的投资者应具备开展保理业务相应的资产规模和资金实力，不得以借贷资金和他人委托资金投资，有健全的公司治理结构和完善的风险内控制度，近期没有违规处罚记录。

申请设立商业保理公司，应当具有与其业务规模相适应的注册资本，拥有具有保理业务运营管理经验且无不良信用记录的高管人员。应建立开展保理业务相应的管理制度，健全相关业务流程和操作规范，定期将业务开展情况报主管部门。

(三) 规范经营行为。开展商业保理原则上应设立独立的公司，不混业经营，不得从事吸收存款、发放贷款等金融活动，禁止专门从事或受托开展催收业务，禁止从事讨债业务。鼓励各类商业保理公司根据《国务院关于进一步支持小型微型企业健康发展的意见》(国发[2012]14 号)精神，面向中小微型企业提供服务，积极开展国际和国内保理业务。

(四) 健全监管制度。试点地区商务主管部门要健全工作机制，牵头制订商业保理管理办法和指导性文件，建立日常监管机制，指导商业保理企业积极开展行业自律，并定期将试点情况报商务部。

三、试点工作安排

请试点地区商务主管部门根据上述要求制定试点实施方案，于 15 个工作日内书面报商务部，由商务部组织评审后正式施行。试点工作中遇到相关问题，请及时与商务部（外资司、市场秩序司）联系。

商务部

二〇一二年六月二十七日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。